

野田市選挙管理委員会告示第1号

千葉県知事の任期が令和7年4月4日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和7年1月28日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

登録の移替えを延期する期間

令和7年2月3日から令和7年3月16日まで